

**令和 7 年度補正
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金」**

V2H充放電設備補助金

本日はご参加ありがとうございます。

まもなく開会いたします。

少々お待ちください。

令和 7 年度補正
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金」

V2H充放電設備 申請手続き オンライン説明会

説明会の流れ

1.補助事業概要と全体のスケジュール

2.各事業の説明

①個人宅

②マンション等（共用分電盤への設置）

③公共施設・災害拠点

④その他施設

3.申請の流れ（共通）

4.よくある不備について

5.ご質問と回答

1.補助事業概要（経済産業省発表）と全体スケジュール

「V2H充放電設備／外部給電器」の導入補助金の概要（令和7年度補正）

- EVを「動く蓄電池」として活用し、災害時における電力確保の強化に加え、電気料金の低減および配電網整備に係る負担の軽減を図るため、V2H機器の導入に対する補助を実施。
- 令和7年度補正予算においては、約55億円を措置。住宅への設置をより促進するため、**機器代に対する補助上限については個人宅・マンションへ設置する場合も公共施設等へ設置する場合と同額に引き上げる**。

＜V2H充放電設備の補助要件＞

※補助要件の詳細や、外部給電器の補助要件については、今後事務局から公表される応募要領をご確認ください。

区分	設置場所	対象/主な要件	補助率	補助上限額
①個人宅・マンション	個人宅・マンション	個人宅及びマンション共用部。ただし、個人宅についてはEV等を保有または発注済みの場合に限る	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：55万円
②公共施設／災害拠点	②-1：公共施設	地方公共団体等が保有・管理する施設（庁舎・公民館など）	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：95万円
	②-2：災害拠点	地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設（医療機関、福祉・老人施設町内会施設など）		
③その他施設	その他施設	上記以外の施設	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：55万円

予算の配分

区分	合計
V2H充放電設備／外部給電器	55億円

執行スケジュール

受付期間 (令和8年)	交付決定時期 (令和8年)	実績報告締切
7月～9月	9月～11月	R9年1月末

※申請日順に審査を行う。予算額を超過する申請が入った時点で申請受付を中止する。

※上記は、現時点で想定しているスケジュールであり、変更の可能性あり。

全体スケジュール（予定）

申請期間 : 7月17日（金）17時 ～ 9月30日（水）17時

交付決定時期（目安） : 9月 ～ 11月

実績報告期限 : 令和9年 1月29日（金）

- ※ 今年度は上記期間以降に別の申請期間を設ける予定はありません。ご注意ください。
- ・応募要領等は申請開始日にホームページにて公表予定です。

2.各事業の説明

設置場所区分について

- 設置場所によって以下の4つの区分に分かれます。
- 区分ごとに定義や要件が異なります。

1. 個人宅

2. マンション等（共用分電盤への接続）

3. 公共施設・災害拠点

4. その他施設

オンライン申請システム画面

[センターHPの「お知らせ」を参照ください。](#)

V2H設置事業

[入力・操作にお困りの方はこちら](#)

令和7年度補正
V2H充放電設備

交付の申請期間 (注1)
令和8年 7月17日(金)17:00 ~ 9月30日(水)17:00

(注1) 申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、申請期間を短縮いたします。

設置場所区分 (注2)	設備 (注2)		工事 (注2)	
	補助率	上限額	補助率	上限額
公共施設・災害拠点				95万
マンション等（共用分電盤）	1/2	75万	定額	
その他施設				55万
個人宅				

(注2) 設置場所区分ごとに、申請要件が異なります。
要件を満たさない場合、申請できません。
事前に 応募要領を確認してください。

V2H充放電設備のメニューから上記すべての設置場所区分への申請が可能です。

※提出が必要な書類等についての詳細は応募要領をご確認ください。

1.個人宅

■対象

- ・個人が居住する建物

■要件

- ・設置場所に**電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)**を**保有していること。**

申請時点で電気自動車等を保有していないが購入のための発注が完了している場合は、実績報告にて電気自動車等の保有を報告すれば可とする。

- ・**設置場所住所と申請者住所が一致していること。**

転居等で設置場所が現在の住所と異なる場合は、実績報告時点で設置場所と申請者住所が一致していれば可とする。



1.個人宅

設置場所住所

申請時に「設置場所住所」、「申請者住所」、車検証「使用の本拠の位置」の一致が原則。
ただし申請時に「設置場所住所」、「申請者住所」が相違する場合は実績報告までに一致することを条件に申請を受け付ける

申請の対象となる場合

	申請時	条件付交付決定*	実績報告時
申請者住所	A		—
設置場所住所	A		—
車検証「使用の本拠の位置」	A		—
注文書の場合	—	該当	A (車検証提出)

転居・移転を伴う場所に設置する場合

	申請時	条件付交付決定*	実績報告時
申請者住所	B	該当	A
設置場所住所	A		
車検証「使用の本拠の位置」	B		— (再提出不要)
注文書の場合	—	該当	A/Bどちらでも可 (車検証提出)

申請時に「設置場所住所」、「申請者住所」が相違する場合は実績報告までに一致することを条件に申請を受け付ける

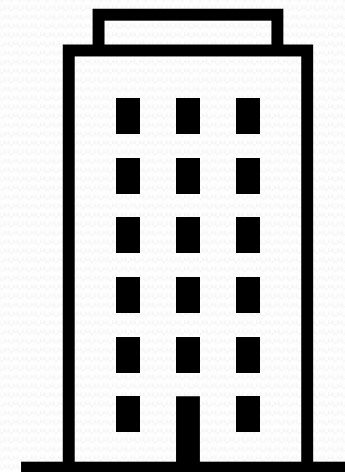
2. マンション等（共用分電盤への接続）

■ 対象

- ・マンション等の共用分電盤に接続する場合 （例：共有スペースなど）
→マンション等の住戸内分電盤に接続する場合は「個人宅」と同じ扱いとなります。

■ 要件

- ・マンション等であることを証する書類が提出できること
- ・住民総会や理事会でV2H充放電設備の設置が合意されたことを証する書類が提出できること（分譲マンション等の場合）



3-1. 公共施設

■ 対象

- ・地方公共団体等の保有、管理する施設等（例：自治体庁舎、公立学校 等）

■ 要件

- ・地方公共団体、または地方公共団体から委託された指定管理者からの申請であること

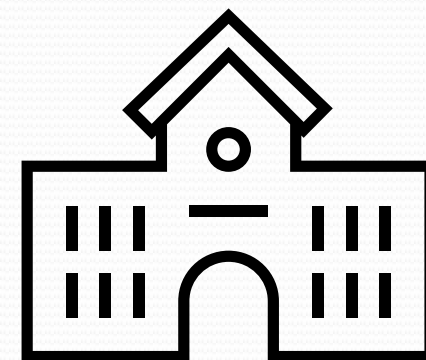
3-2. 災害拠点

■ 対象

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されている施設

■ 要件

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されていること



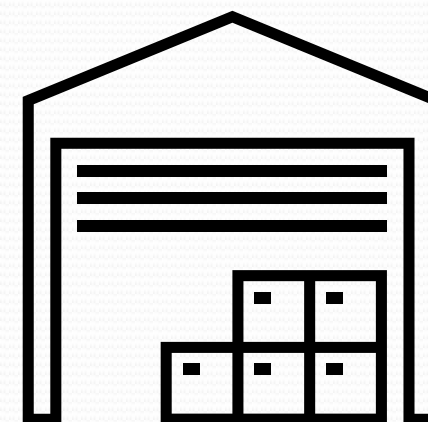
4.その他施設

■対象

- ・個人宅、マンション等（共用分電盤への設置）並びに
公共施設/災害拠点 以外の施設（例：会社事務所、商店店舗 等）
→事務所と個人宅を兼用している場合、電力契約及び接続先分電盤により
設置場所区分が異なります。詳しくは応募要領でご確認ください)

■要件

- ・個人宅、マンション等（共用分電盤への設置）並びに
公共施設/災害拠点 に該当しない施設であること



補助内容

■ 個人宅、マンション等（共用分電盤への接続）、その他施設 について

設備費

以下のア、イのいずれか低い額を交付

ア. V 2 H 充放電設備の購入費（税抜）×補助率

イ. V 2 H 充放電設備の銘柄ごとにセンター
定める補助金交付上限額

工事費

以下の①、②、③の内、いずれか低い額を交付
（千円未満は切捨て）

① 工事申告額の「ア. 工事項目ごと補助上限額の合計」
について審査した額（税抜）

② 工事申告額の「イ. 工事費の合計」について審査した額
（税抜）

③ 補助金交付上限額

※実績報告で補助対象経費が増加した場合でも、交付申請時に算定した補助金交付額（交付決定額）を超えることはありません。

設置場所区分	(ア) 補助率	(イ) 補助上限額
個人宅、マンション等 (共用分電盤への接続)	1/2	75万円
その他施設	1/2	

※赤字は昨年度からの変更点

No	補助対象となる工事の項目	項目ごと補助上限額
1	基礎工事	35,000円
2	据付工事	80,000円
3	本体搬入費	15,000円
4	電気関連工事	300,000円
5	諸費用	120,000円
補助上限額		550,000円

※赤字は昨年度からの変更点

補助内容

■ 公共施設・災害拠点について 設備費

以下のア、イのいずれか低い額を交付

ア. V 2 H 充放電設備の購入費（税抜）×補助率

イ. V 2 H 充放電設備の銘柄ごとにセンターが定める
補助金交付上限額

工事費

補助対象設置工事である（１）V 2 H 充放電設備設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、

（４）その他設置にかかる費用について、
以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、
低い方を補助金交付額とする

ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが
審査し、工事項目ごとに算定した額

イ. センターが定める工事項目ごとの補助金交付上限額
（右表）ウ. 設置条件により定める補助金交付上限額

（ア）補助率	（イ）補助上限額
1/2	75万円

No	補助対象となる工事の項目		項目ごと補助上限額
(1)	V2H充放電設備設置工事費		
①	V2H充放電設備設置基礎工事費	基数単位	150,000円
	設備本体搬入費		15,000円
②	電気配線工事費		850,000円
(3)	付帯設備設置工事費		
①	充電スペースのライン引き		50,000円
②	路面表示		150,000円
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。 基数単位	450,000円
④	小屋		450,000円
⑤	設備防護用部材		80,000円
⑥	電灯		50,000円
(4)	その他設置に係る費用		
①	雑材・消耗品費、養生費	申請単位	50,000円
②	図面作成費		100,000円
③	レイアウト検討		100,000円
④	電力会社協議費		20,000円
⑤	安全誘導費		30,000円
⑥	監督等の労務費		50,000円
	1 基設置の場合の補助金交付上限		950,000円

※実績報告で補助対象経費が増加した場合でも、交付申請時に算定した補助金交付額（交付決定額）を超えることはありません。

補助内容

■ 利益等排除について(利益等排除となる範囲の見直し)

【利益等排除の範囲】

- ・昨年度まで：申請者が自分自身(法人なら自社)からの調達
申請者が直接資本関係のある会社からの調達
- ・今年度から：上記に加え下記の通り範囲を拡大

■ 補助金の申請者※1が下記①から③の関係にある会社から調達を受ける場合※2は、利益等排除の対象とする。

①申請者自身

②申請者の子会社並びに申請者の親会社であって他の会社の子会社でない者
及び当該親会社の子会社

③ ②を除く申請者の関係会社

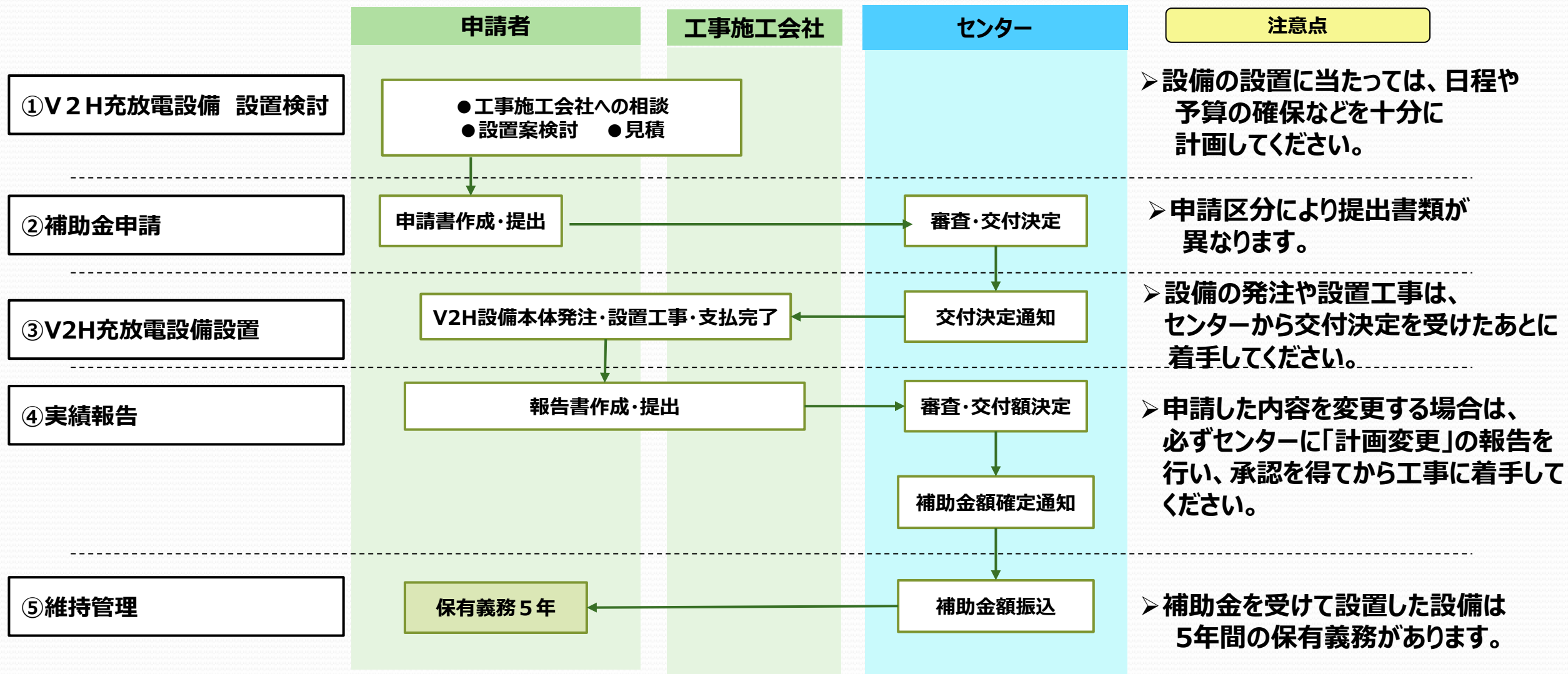
※1：リースの場合はそのリース契約の利用者を含む

※2：他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む

3.申請の流れ（共通）

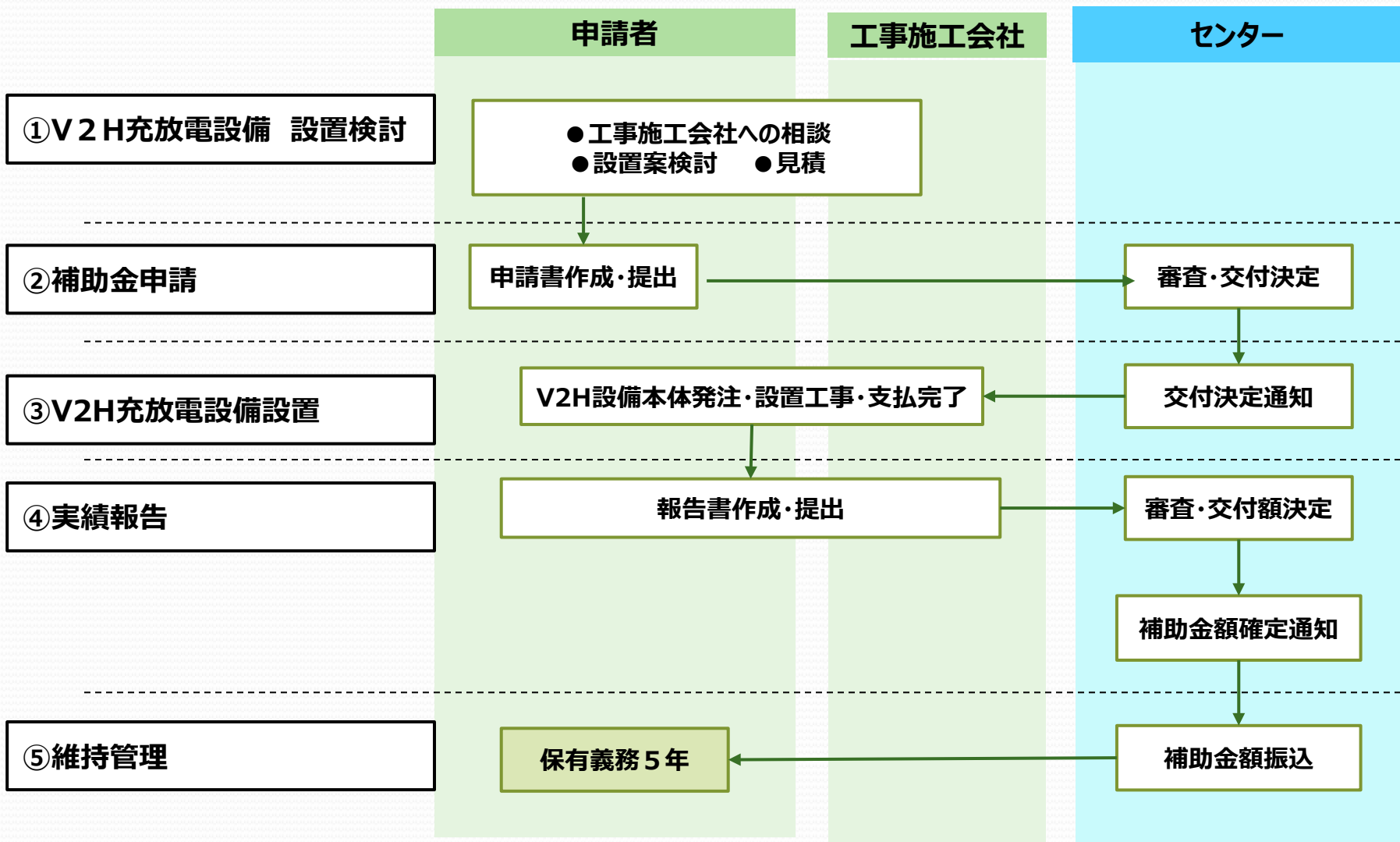
補助金申請の流れ

■ 各種申請手続きの期限や提出書類等の詳細については応募要領をよくご確認ください。



補助金申請の流れ

■ 各種申請手続きの期限や提出書類等の詳細については応募要領をよくご確認ください。

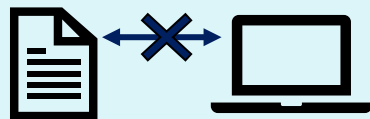


申請者に依頼された手続代行者（原則工事施工会社に限る）が、手続の一部を代行することは可能です。但し申請自体を代行することは不可となりますので、申請者と連携を取りながら手続きを進めてください。

4.よくある不備について

よくある不備事例

申請情報の不一致



添付資料と入力データの情報が合わない

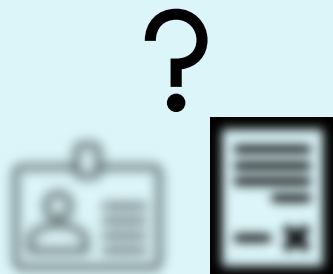
センターが求める情報の確認ができない書類の提出

必要事項（宛名、設置場所、機種名など）の記載がない見積書 等



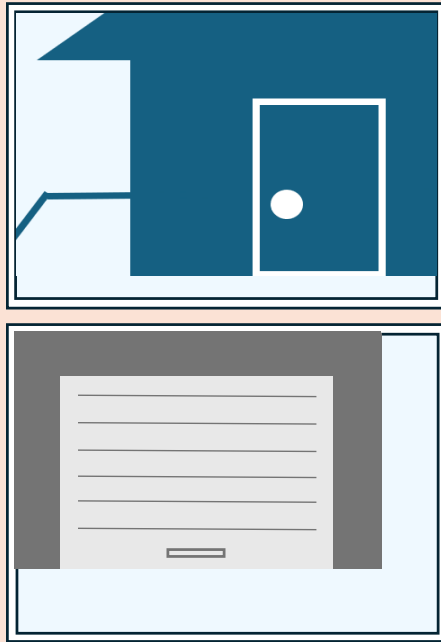
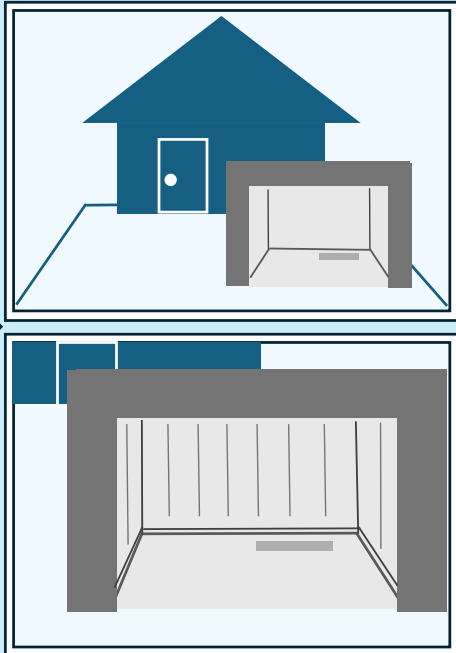
不鮮明な画像データ

ぼやけて内容が読み取れない書類、不鮮明な写真 等



分かりづらい要部写真

設置場所が分かりにくい、
給電対象施設と設置場所の位置関係がつかめない 等

【NG例】	【OK例】
建屋全景+駐車スペース 	
建屋と駐車スペースの位置関係が不明 駐車スペースの全景が確認できない	建屋と駐車スペースの位置関係、駐車スペース全景が確認できる (建屋と駐車スペースが離れている場合は、 位置関係が確認できる写真を別途「その他写真」に提出)

よくある不備事例（個人宅）

電気自動車等の保有を証する書類として、

「自動車検査証」（車検証）または
「自動車検査証記録事項」の一方しか提出されていない。

→車検証のみでは、記載の必須項目の
確認ができない
(例：使用の本拠の位置住所、有効期限 等)

※「自動車検査証」と
「自動車検査証記録事項」の両方が
1つの画像ファイルに収まるよう撮影



A		記録年月日 令和 3年 5月 10日	
自動車検査証記録事項			
111210000001			
1. 基本情報			
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999	
車台番号		R35-DSG-00001	
登録年月日/交付年月日		初度登録年月	令和 3年 5月
		有効期限の満了日	令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称		運輸 太郎	
所有者の住所		北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]	
使用者の氏名又は名称		***	
使用者の住所		***	
使用の本拠の位置		***	
3. 車両詳細情報			
車名		ニッサン [213]	
型式		CBA-R35	原動機の型式 VR38
自動車の種別		普通	用途 乗用
車体の形状		箱型	自重 1,591kg
車両重量		1,590kg	最大積載量 4kg
前軸重		940kg	後軸重 790kg
総重量又は定格出力		3,790kg	
燃料の種類		ガソリン	型式指定番号 15965
類別区分番号		0001	
4. 備考			
[札幌] 新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安全性能向上措置適用車 車検免状取得後適用車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和3年5月1日) [国土交通省表示値] 9,000km (令和3年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 [整備記録コード] 41-00001 番号標準交付 以下余白			

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID A01234560001

12345678901234567890



画像出典：国土交通省 電子車検証特設サイト

※そのほかのよくある不備はHPに掲載していますのでご確認ください。

提出写真について

- 事業開始日（令和8年3月3日）以降に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- 人工知能（A I）で生成した画像、インターネットで取得した画像、加工（予定場所を枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。本事業では解析ツール等を導入します。）
- 提出の際、撮影情報データ（E x i f ファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様にお願いします。（G P S 座標を残し提出することが必須です。）
- 充電設備等設置工事施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- 実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真の提出をお願いします。

5. ご質問と回答

他の補助制度との併用について

Q. 地方公共団体にて実施しているV2Hの補助金制度と併用することは可能でしょうか？
また、国の他の補助金との併用は可能でしょうか。

A. 本補助金と地方公共団体の補助金制度との併用はお認めしていますが、
本補助金と併用が可能かを併用先の地方公共団体にご確認ください。

また、本補助金以外の国の補助金を併用する場合、V2Hの本体と工事の費用にかからない補助金であれば併用は可能です。ただし併用先に本補助金との併用が可能かを事前にご確認ください。

申請者住所と設置場所が異なる場合 について

- Q. 普段生活している自宅のほかに別荘を所有しており、そこを訪れた際に使用するためV2Hを設置したいのですが、補助の対象でしょうか？
- A. V2H補助金は実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先しております。
このため生活の本拠ではない別荘等への設置は補助の対象外となります。

電気自動車等の保有について

Q. 個人宅以外の設置場所区分に申請予定ですが、車検証の提出は必要でしょうか？

A. 車検証の提出は、「個人宅」に設置する場合のみ必要となります。「マンション等」「公共施設・災害拠点」「その他施設」への設置予定の申請においては、車検証の提出は必要ありません。

Q. 自宅にV2Hの設置を考えていますが、保有している電気自動車の名義が同居している父になります。補助金申請は可能でしょうか？

A. 電気自動車等の名義は問いません。
但し車検証の使用の本拠の位置と設置場所住所が一致していることが必要です。

電気自動車等の保有について

Q. 電気自動車を購入予定ですが、生産が当初より遅れ車両の登録が実績報告間際か多少遅れる可能性があります。このような状況ですが、申請可能でしょうか？

A. 申請時点で電気自動車等の購入のための発注が完了していることが分かる発注書等の提出にて申請は可能です。その場合、原則、実績報告期限までに車検証の提出が必要となります。

申請に当たっては実績報告期限までに車両の登録が間に合うよう自動車販売業者と調整を図るとともに、確実に納車可能な車両の購入をご検討ください。

「戸建て住宅充電用コンセント補助」との併用について

Q. V2Hと合わせて充電用コンセントを併設しようと思いますが、申請は可能ですか？

A. 設置場所が戸建て住宅であれば、「戸建て住宅充電用コンセント補助金」の対象となり、V2H充放電設備補助金と合わせて申請が可能です。
但し、それぞれ別の補助事業の為、申請手続きが異なります。
申請に当たっては要件をご確認の上、それぞれ手続きを行ってください。

災害協定について

Q. 災害拠点で申請する場合、災害協定は締結されているが申請者が法人化されていない場合でも申請は可能でしょうか？

A. 災害・防災協定を締結している、もしくはそれに準ずる災害時支援を目的として公的な枠組みに属していることを証する書類が提出可能であれば、申請は可能です。

**令和 7 年度補正
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金」**

**V2H充放電設備補助金
申請手続き オンライン説明会**

ご清聴ありがとうございました
本日はご参加くださり誠にありがとうございます。
順次ご退出ください。

なお、本日の説明会動画は終了時間まで巻き戻してご覧いただくことが可能です。